平成２３年（フ）第５５１号
北九州市八幡西区塔野２丁目12番２号　102
債務者　有本　美絵
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５８６号
北九州市八幡西区東川頭町２番24号
債務者　舩越　弘一
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６１５号
北九州市小倉南区守恒本町１丁目24―12
債務者　表　　智之
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６２１号
福岡県中間市土手ノ内２丁目13番８号
債務者　本野　鏡子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６３２号
北九州市小倉北区日明１丁目13番19―201号
債務者　矢畑　　瞳
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６３７号
北九州市小倉北区足原２丁目５番10号　田中藍住宅足原101号
債務者　秋吉　幸恵
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６５０号
北九州市小倉北区中井５丁目16番14―401号
債務者　髙橋　貴彦
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６５４号
北九州市八幡東区白川町10番８―104号
債務者　塩田　優子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６６６号
福岡県中間市岩瀬西町２番15号
債務者　竜口　徳博
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６６７号
福岡県中間市岩瀬西町２番15号
債務者　竜口　勝枝
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６６９号
北九州市八幡西区則松４丁目16番３号
債務者　平田　康弘
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７０号
佐賀県唐津市鎮西町波戸222番地
債務者　山崎　康名
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第１７５０号
名古屋市中川区小本３丁目209番地　サンマンションアトレ高畑1042号
債務者　田中　美保
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８７１号
名古屋市北区名城２丁目３番20―414号　市営城北荘
債務者　長田美智子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９４９号
愛知県春日井市岩成台８丁目４番地１　610号棟707号室
債務者　神戸曽代美（旧姓林）
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９０号
山口県下関市西大坪町１番28号
債務者　井上　博夫
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
山口県下関市武久西原台１番21号
債務者　吉本　勇二
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
山口県下関市武久西原台１番21号
債務者　吉本　恵美
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係